

富山県警察職員の非常招集に関する訓令

富山県警察本部訓令第1号

富山県警察職員の非常招集に関する訓令を次のように定める。

昭和49年3月15日

富山県警察本部長

富山県警察職員の非常招集に関する訓令

富山県警察職員の非常招集等に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第67号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察職員（以下「職員」という。）の非常招集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（非常招集）

第2条 非常招集は、次の各号に掲げる事案が発生し、又はそのおそれがある場合で、必要があるときに所属の全職員を対象として行うものとする。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第71条に規定する緊急事態
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第105条に規定する災害緊急事態
- (3) 台風、高潮及び地震等の自然現象による大規模な災害
- (4) 富山県警察の重要事件捜査に関する訓令（平成2年富山県警察本部訓令第7号）第2条に規定する重要事件

（招集権者）

第3条 非常招集は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は、警察署長（以下「署長」という。）が発令するものとする。

（招集責任者）

第4条 前条の発令に関する事務は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に定める職にある者（以下「招集責任者」という。）をもって充てるものとする。

- (1) 警察本部（以下「県本部」という。）警備課長又は関係所属長
- (2) 警察署 副署長又は次長

2 執務時間外のため、招集責任者が不在の場合は、当直責任者（通信指令官を含む。以下同じ。）がその事務を行うものとする。

（招集担当者）

第5条 県本部の課、室、隊、所、センター、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に招集担当者を置き、招集責任者の命を受け非常招集命令の伝達事務等に従事するものとする。

2 招集担当者には、次の職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 県本部各所属 次席、副隊長、副所長又は副校長
- (2) 警察署 各課長

（非常招集命令）

第6条 非常招集は、招集責任者がおおむね次の各号に掲げる事項を招集担当者に指示して行うものとする。

- (1) 発令の目的

- (2) 発令の日時
- (3) 応招すべき日時、場所
- (4) 服装、携行品
- (5) その他必要と認める事項

(非常招集命令の伝達)

第7条 非常招集命令の伝達は、非常招集命令伝達系統表（以下「伝達系統表」という。）に従い電話その他の手段（以下「電話等」という。）により、迅速に行うものとする。

2 伝達系統表は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 県本部 総合伝達系統表（別表第1及び別表第2）

所属別伝達系統表（別表第3）

(2) 警察署 所属別伝達系統表（別表第3）

3 非常招集命令の伝達を行うときは、酒気を帯びているか否かを確認し、酒気を帯びている場合には、招集の際の交通手段等を含め具体的に指示するものとする。

(応招、自主参集)

第8条 職員は、非常招集命令を受けたときは、その内容を確認し、指定の日時、場所に携行品を持参して速やかに応招しなければならない。

2 職員は、警察上重大な事故、災害等が発生し、若しくはそのおそれがあることを知ったときは、速やかに所属長があらかじめ定めた場所に参集し、又は所属に連絡して指示を受けなければならない。

3 職員は、交通機関の途絶その他の事由により、指定の場所に応招できない場合は、その職員の居住地を管轄する警察署に応招し、速やかに応招先招集責任者の指示を受けなければならない。

(応招の免除)

第9条 職員は、疾病その他の事由により応招できない場合は、その旨を招集責任者に連絡して、その指示を受けなければならない。

(待機命令)

第10条 本部長又は署長は第2条に規定する事案が発生するおそれのある場合は、状況により自宅待機又は部署待機を命ずることができる。

2 待機命令には、第7条及び第9条の規定を準用する。

(応招場所の表示)

第11条 応招場所の表示を必要と認めるときは、看板、旗、標識灯その他の標識を掲げ、その所在を明示するものとする。

(応招者の受付)

第12条 招集担当者は、応招者受付簿（様式第1号）を備え付け、職員の応招配備、招集解除等の状況を明らかにしておかなければならない。

(招集責任者等の措置)

第13条 招集責任者及び招集担当者は、あらかじめ伝達系統表を作成し、職員に周知徹底しておかなければならない。

2 伝達系統表の記載事項に異動が生じた場合はその都度整理しておかなければならない。

3 招集責任者は、前各項のほか、非常招集事務の円滑適正を期するため、非常招集業務要領を定めておかなければならない。

(職員の心構え)

第14条 職員は非常招集に備え、常にその所在を明らかにし、服装・携行品の整備に努めるなど、いつでも応招できるように準備しておかなければならない。

(訓練)

第15条 招集権者は、次の各号に掲げる訓練をそれぞれ毎年1回以上行うものとする。

(1) 非常招集命令伝達訓練

(2) 非常招集訓練

2 署長は前項の訓練を実施したときは、非常招集訓練実施結果表(様式第2号)等により県本部警備課長を経由して、警察本部長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

(関連する訓令の一部改正)

2 富山県警察職員の服務に関する訓令(昭和36年警察本部訓令第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和55年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和55年3月19日から施行する。

附 則(昭和58年3月12日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。

附 則(昭和62年3月24日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月12日本部訓令第19号)

この訓令は、平成元年5月14日から施行する。

附 則(平成9年3月3日本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

附 則(平成17年10月4日本部訓令第21号抄)

この訓令は、平成17年10月7日から施行する。

附 則(平成19年3月22日本部訓令第3号抄)

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則(平成20年3月19日本部訓令第5号)

この訓令は、平成20年3月19日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号抄)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第30項から第42項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則(平成23年3月15日本部訓令第1号抄)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成24年3月16日本部訓令第4号抄)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（令和3年1月13日本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年1月13日から施行する。

（別表、様式省略）